

令和 7 年度 医事業務等請負契約書（案）

- 1 医事業務仕様書
- 2 時間外医事業務仕様書
- 3 未収金相談業務仕様書
- 4 医療コンシェルジュ業務仕様書

沖縄県立北部病院

医事業務等請負契約書

沖縄県立北部病院長 久貝 忠男（以下「甲」という。）と〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、県立北部病院の医事業務等に関し、次のとおり請負契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、医事業務等（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（業務の負担区分、内容）

第2条 この契約に基づき甲が乙に委託する業務の内容、業務時間は別紙業務仕様書に定めるとおりとする。

2 前項の業務仕様書に明示されていない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（契約期間）

第3条 この契約の期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 契約期間満了月の翌月10日の請求業務は、契約に含まれる。

（請負金額）

第4条 この契約に基づく請負金額は、総額は、〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇〇円）とし、月額は、〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇〇円）とする。

（注）「取引に係る消費税額及び地方税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法72条82及び83の規定に基づき算出したもので契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 乙は、当該月の業務完了後に前項の請負金額の月額を翌月の10日までに甲に請求し、甲は乙の適正且つ正当な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（請負金額の改定）

第5条 前条第1項に規定する契約金額は、物価、経済状況の変化、その他契約金額の変更を必要とする事由が生じた場合は、甲乙協議のうえ契約金額を改定することができる。

（現場責任者）

第6条 乙は、次の各号について、乙を代理して乙の従業員を直接指揮命令する現場責任者を本社主任職以上の職にある者を選任するものとする。

- (1) 乙の従業員の指揮監督及び業務処理
 - (2) この契約の業務履行に関する甲との業務連絡及び調整
 - (3) 甲からの業務仕様書に基づく注文事項の受注及び業務仕様書外の特別発注事項の承諾
 - (4) その他、この契約の目的達成に必要な事項
 - (5) 現場責任者は、病院の運営方法、業務内容変更について、病院と協議し、調整に応じるものとする。
 - (6) 乙の従業員は、現場責任者が指示した業務を履行する。
- 2 甲は、この業務の履行に関する委託者としての注文、指示等は、前項の乙の選任した現場責任者に対して行うものとする。
 - 3 乙は、現場責任者の氏名を書面をもって甲に通知しなければならない。これを変更した場合も同様とする。

(業務遂行の計画及び報告)

- 第7条 乙は、この契約に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施しなければならない。
- 2 乙は、実施結果に関する記録を甲に報告し、業務の完遂の確認を得なければならない。

(法令上の責任)

- 第8条 乙は、この業務遂行にあたる従業員に対し雇用者及び使用者として、労働関係法令によるすべての責任を負うものとする。

(規律維持)

- 第9条 乙は、この業務遂行に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀、衛生及び規律の維持に責任を負うとともに、従業員の健康管理に努めなければならない。
- 2 乙は、医事業務に携わる従業員の年1回以上の接遇研修を行なうものとする。
 - 3 乙は、新しく配置される従業員の教育を十分に行うものとする。
 - 4 乙は、乙の定める制服を着用させ氏名を明示、乙の従業員であることを明確にするものとする。
 - 5 クレームについては、病院へ回答文と改善案を提出すること。
 - 6 県立北部病院内において、乙が関与する事故が発生した場合は直ちに甲に報告するとともに、事故報告書を甲に提出するものとする。
 - 7 事故報告書は、事故発生の日から起算して10日以内に提出するものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 乙及び乙の従業員は、この業務の遂行にあたって知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 2 前項の効力は、本契約が期間満了もしくは合意解約その他の事由により終了した場合及び乙の従業員が離職した場合もなお存続する。

(光熱水費の負担区分)

第11条 この業務の遂行のため乙が使用する光熱水費の費用は、甲の負担とする。

（損害賠償、履行遅滞等の責任）

第12条 乙は、この業務履行中、乙及び乙の従業員の責に帰すべき事由により甲若しくは第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。乙はこの賠償のために、保険を附しておくものとする。

2 前項の損害賠償額については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

3 甲は、乙の帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、遅滞日数に応じ、未決済部分の契約代金の額に対して沖縄県財務規則第109条第1項で規定する割合の金額を違約金として、乙に請求することができる。

（社会紛争及び天災）

第13条 騒擾、労働争議等の社会紛争、若しくは地震、洪水、火災等の事由により、乙の契約履行が不可能又は、困難となった場合、甲が被る損害について、乙はその責を負わないものとする。

（再委託等の禁止）

第14条 乙は、この契約により生じた権利義務を第三者に譲渡若しくは再委託をすることができない。

（契約の解除）

第15条 甲又乙が止むを得ない理由により契約期間中にこの契約を解除しようとする場合は、3ヵ月前までに書面で相手方に通知し甲乙協議するものとする。ただし、甲は次の各号の該当する場合は直ちに解除することができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき。

(2) 乙が行政上の処分を受けたとき。

(3) 乙の業務の処理が著しく不適當であると認めたとき。

(4) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。

2 前項の規定により甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

（個人情報の保護）

第16条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（業務の調査等）

第17条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

（改善命令）

第18条 甲は、乙が実施する業務内容又は管理運営等が不適當と認めるときは、その都度必要な改善を乙に求めることができる。

(協議事項)

第19条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上別に定めるものとする。

(特記事項)

第20条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適正かつ確実に事務の引継を受けなければならない。

- 2 契約が終了した場合は、乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適正かつ確実に、甲が指示する者に対して事務を引き継がなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第21条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

- 2 前項の場合において、甲はこれによって生じた乙の損害についてはその責を追わない。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第22条 この契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合には、改正後の税率により定めるものとする。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第23条 乙は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- 2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して前項の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第24条 乙は、この契約に係る業務に従事した者の勤務状況を明らかにした専用の帳簿等を備え、かつ証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、この契約に係る業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

- (1) この契約に係る業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

- (2) 前号の者ごとにおいて実際にこの契約に係る業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等。

- 3 乙は、前二項の帳簿等をこの契約の満了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(管轄裁判所)

第25条 この契約の訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第26条 沖縄県財務規則第101条に基づき、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上を納める。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項に該当する場合は免除する。

(暴力団等の排除)

第27条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の次号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 沖縄県暴力団排除条例(平成23年条例第35号)第2条第2号に規定する暴力団員
- 2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。
- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
 - (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。
- 3 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 沖縄県名護市大中2丁目12番3号
 沖縄県立北部病院
 院長 久貝 忠男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（適正管理）

第3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは、厳禁とする。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

（業務従事者への周知）

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

（再委託の禁止）

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。

（調査）

第11 乙は、この契約による業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

（事故発生時における報告）

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。